

報道機関 各位

職員の処分等について

1 処分について

- (1) 被処分者 企画部付部長 樋口 肇（59歳）男性
- (2) 処分日 令和8年3月18日
- (3) 処分内容 免職
- (4) 事案の概要及び処分理由

被処分者は、市内の建設工事業等を営む会社（以下「市内会社」という。）が請け負った住宅新築工事の現場である小田原市浜町付近における公共下水道の整備工事に関し、被処分者から上下水道局長に対してその早期施工を促すなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和6年8月、環境部長室において、市内会社社員から、額面1,000円の商品券100枚（額面合計10万円）の供与を受けた。

また、市内会社社員の親族が購入した土地（小田原市栢山）の付近に設置されていたごみ集積場所に関し、被処分者から環境部環境事業センター所長に対してその場所の移動手続を円滑に進めるよう働きかけるなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであることを知りながら、令和7年2月、環境部長室において、同社員から、額面1,000円の商品券100枚（額面合計10万円）の供与を受けた。なお、上記の公訴事実に基づき、令和8年3月17日、懲役1年の判決を言い渡された。

上記の賄賂收受の行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに、地方公務員法第32条に規定する法令に従う義務、第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反した。

(5) 経緯

- | | |
|-----------|---|
| 令和7年9月3日 | 収賄容疑で逮捕 |
| 令和7年9月24日 | 横浜地方検察庁に起訴（令和4年法律第67号による改正前の刑法197条1項前段による収賄罪）、同月29日付で休職処分 |
| 令和8年1月13日 | 第1回公判 |

令和8年2月27日 第2回公判

令和8年3月11日 第3回公判

令和8年3月17日 第4回公判 懲役1年（執行猶予3年、追徴金20万円）の判決言い渡し

2 市長等の給料の減額について

上記処分を含む一連の不祥事を受け、令和8年3月定例会にて「小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例」を提案し、令和8年4月から1か月間、市長の給料の50%を減額する。また、所管副市長である武井副市長においては、4月分の給料の30%を、安藤副市長においては、20%を自主返納する。

■根拠法規

地方公務員法第29条第1項第1号から第3号まで
地方公務員法第32条及び第33条

※地方公務員法第29条（抄）

職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

※地方公務員法第32条

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

※地方公務員法第33条

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。